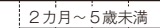
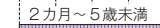
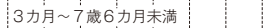
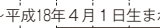


予防接種を計画的に受けましょう

令和4年度定期予防接種対象年齢

(期間：令和4年4月～令和5年3月)

下表の  および  は、予防接種法で定められた定期予防接種の対象期間です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間(標準的な接種期間)である  の期間中にできるだけ接種を受けましょう。

定期予防接種 対象年齢		1	2	3	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	25
予防接種の種類		カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
ロ タ ウ ィ ル ス	ロタリックス (1価ワクチン)	6～24週				27日以上あけて2回接種します。																								
	ロタテック (5価ワクチン)	6～32週				それぞれ27日以上あけて3回接種します。																								
ヒブ(インフルエンザ菌b型)		2カ月～5歳未満				27～56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、7～13カ月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																								
小児肺炎球菌		2カ月～5歳未満				27日以上の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、60日以上の間隔をあけて生後12カ月以降に追加接種(1回)を受けます。																								
B型肝炎		1歳未満				27日以上の間隔をあけて2回接種した後、 1回目接種から139日以上の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。																								
結核(BCG)		1歳未満				生後5～8カ月の間に1回接種を受けます。																								
ジフテリア(D)・百日せき(P)・ 破傷風(T)・ポリオ(IPV) 【DPT-IPV、DPT、DT、IPV】		3カ月～7歳6カ月未満				20～56日の間隔をあけて初回接種(3回)を受けます。 初回接種終了後、12～18カ月の間隔をあけて追加接種(1回)を受けます。D Tを使用する場合は、上記同様の間隔をあけて初回接種(2回)、追加接種(1回)を受けます。																								
ジフテリア・破傷風 【DT】第2期		11～13歳未満				1回接種																								
麻しん(はしか)・ 風しん混合【MR】		1期 1～2歳未満 1回接種		2期 平成28年4月2日～平成29年4月1日生(幼稚園などの年長児) 1回接種		定期接種の期間にご注意ください。																								
水痘(水ぼうそう)		1～3歳未満				生後12～15カ月までに1回を受けます。 1回目接種後、6～12カ月の間隔をあけて2回を受けます。																								
日本脳炎	平成19年4月2日生～	1期 6カ月～7歳6カ月未満				2期 9～13歳未満 1回接種																								
	平成19年4月2日～ 平成21年10月1日生	〈特例措置〉平成22年3月31日までに日本脳炎第1期の予防接種が終了していない人は、生後6カ月～7歳6カ月 に至るまでの間または9歳以上13歳未満で完了分の予防接種を定期接種として行うことができます。		7歳6カ月～9歳未満は対象外となります。																										
		〈特例措置〉予防接種実施規則により平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた人は1期については20歳未満の間、 2期については9～20歳未満の間に定期接種として接種ができるとされています。																												
(子宮頸がん) ヒトパピローマ ウイルス	平成18年4月2日生～	平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれは令和7年3月31日まで 定期接種として行うことができます。				3回接種		(小学6年生～ 高校1年生相当)																						
	平成9年4月2日～ 平成18年4月1日生	〈キャッチアップ接種〉予防接種施行令により、平成9年4月2日～平成18年4月1日に生まれた人は、 令和7年3月31日までの間、定期接種として行うことができます。				3回接種		平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれの子 女																						

- 上記のうち、 は生年月日の範囲を表しています。
- 長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったなど、特別の事情があり予防接種を受けることができなかったと認められる人について、特別な事情がなくなった日から起算して2年間、定期予防接種の対象となります。ただし、ヒブは10歳に達するまで、小児肺炎球菌は6歳に達するまで、BCGは4歳に達するまで、4種混合(DPT-IPV)は15歳に達するまでが年齢上限となります。
- 接種スケジュールなど詳しくは最寄りの保健センターにお問い合わせください。

津市第3次健康づくり計画の期間を1年間延長します

津市第3次健康づくり計画は、国の健康づくり計画「健康日本21(第二次)」の期間が1年間延長されたことに伴い、令和5年度まで1年間延長します。

詳しくは津市ホームページをご覧ください。

HP 津市第3次健康づくり計画

検索

